

長寿社会課長 様

長崎県選挙管理委員会書記長  
(公印省略)

介護事業所等に対する周知啓発について（依頼）

平成31年4月7日執行予定の長崎県議会議員一般選挙に向け、当書記室においては、準備作業を進めているところです。

県議会議員選挙の投票率が低下傾向にある状況の中、高齢者の投票環境の向上対策として、下記の事項を介護事業所等に周知したく、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

①長崎県議会議員一般選挙の日程等（予定）

- ・告示日：平成31年3月29日（金）
- ・投票日：平成31年4月 7日（日）
- ・期日前投票ができる期間：平成31年3月30日～4月6日

②高齢者の投票率

80歳以上の高齢者について投票率が極端に低くなる傾向があり、交通手段等の問題で投票を棄権する方々がいると考えられます。

【平成29年10月執行 衆議院議員総選挙年齢別投票率（県内・抜粋）】

|         | 投票率(%) |
|---------|--------|
| 65歳～69歳 | 73.66  |
| 70歳～74歳 | 77.72  |
| 75歳～79歳 | 74.04  |
| 80歳～    | 50.52  |

③通院等乗降介助サービスの活用について

訪問介護における通院等乗降介助サービスを投票所への送迎のために利用することができることについて、ケアマネージャー、訪問介護事業所等へご案内ください。

④サービス提供にあたっての留意点

- ・投票所において常時介助が必要な者について、投票管理者（投票所の責任者）が許可した場合、介助者も投票所内に入ることができます。（公職選挙法第58条関係）
- ・候補者のご案内として、介護事業所からサービス利用者に対して選挙運動用の文書（選挙公報、ビラ等）を配付することは禁止されています。（公職選挙法第142条関係）
- ・介護事業所の善意であっても、無料で投票所へ送迎することは禁止されています。（公職選挙法第221条関係）

長崎県選挙管理委員会書記室  
電話：095-895-2137